

## 市第91号議案

### 横浜文化体育館再整備事業契約の締結

横浜文化体育館再整備事業について、一般競争入札の結果、契約の相手方が決定したので、次のように契約を締結する。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

- |          |  |
|----------|--|
| 1 事業名    | 横浜文化体育館再整備事業                                   |
| 2 契約の目的  | 横浜文化体育館の設計、建設、工事監理、維持管理、修繕及び運営                 |
| 3 履行場所   | 中区不老町2丁目7番地ほか                                  |
| 4 契約金額   | 31,330,000,000円                                |
| 5 契約期間   | 契約確定の日から平成51年3月31日まで                           |
| 6 契約の相手方 | 中区尾上町5丁目78番地<br>株式会社YOKOHAMA文体<br>代表取締役社長 太田祐次 |

### 提案理由

横浜文化体育館再整備事業契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案する。

**参 考**

**民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抜粋）**

（定義）

第2条 （第1項省略）

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であつて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

（第3項から第7項まで省略）

（地方公共団体の議会の議決）

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

**民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（抜粋）**

（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあつては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ		
都道府県	千円 500,000	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。） 300,000 （省 略）